

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社ラストリゾート(東京都品川区東品川1-3-12シーフォースコアセンタービルディング10階、観光庁長官登録旅行業第2133号、以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が変更できる運送サービスの内容並びにお客様が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
(2)「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行を行い、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
(3)旅行契約の内容・条件とは、本条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行料金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。)、出発前にお客様よりご指定頂く「最終日程表」及び当社旅行契約受注型企画旅行契約の部になります。
(4)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるとし、手続、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1)当社は、旅行契約のお申込みをよとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるを除き、「企画書面」を交付します。
(2)上記(1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示することができます。
(3)当社が企画書面に交付した企画の内容を明示するお申込みは、所定の申込書(所定事項をご記入の上、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みください。
(4)お客様と旅行契約が、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
(5)当社は書面にその特約をもって、申込金の支払いを受けることと契約のお申込みの申込みとをすることがあります。この場合旅行条件は、当該書面を交付したときに成立するものとします。
(6)申込金は、旅行代金(その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。)、取消料、違約金の一部として取り扱います。
(7)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として旅行契約を当社が旅行申込みを代表して、契約の締結及び解除等に関する一切の責務を契約責任者負うていくものとします。 契約責任者は、当社が定められた、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務を負うことで、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- (1)お申込み時点で未成年の方は、親権者の方の同意書をご提出が親権者の方の同行を条件とさせていただきます場合があります。
(2)妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障がいをお持ちの方、補助犬を使用の方などで、特別な配慮(車いすの手配等)を必要とする場合は、旅行申込み時の旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内に対応いたします。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な配慮に関する追加費用はお客様のご負担となります。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書の提出、同乗者・介助者の同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。
(3)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要である当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
(4)お客様の都合により旅行の行程が離脱される場合は、その旨、費用の有無、復帰される場合は復帰の予定日等の連絡が必要とします。
(5)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りする場合があります。
(6)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
(7)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省感染経路情報ホームページ(<https://www.forth.go.jp/index.html>)にてご確認ください。
(2)渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、地域・地産の渡航に関する情報が発出されている場合があります。外務省海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)にてご確認ください。
旅行のお申込み後、旅行の目的等に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。外務省の海外危険情報が発出を理由として当社が旅行契約を解除した場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置がとれる一部については、旅行契約を解除しない場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取消料を申し渡します。
-外務省「領事サービスセンター(海外安全相談課)」
TEL.03-3580-3311(内線:2902,2903)
-外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

4. 契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

- (1)当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))をお客様にお渡しいします。なお、この条件書及び企画書面等、旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
(2)契約書面を交付した場合は、当社が旅行契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載することになります。
(3)確定した旅行日程、航空券の便名及び宿泊先名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を速く旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の前日より前日か前々日より前日か)7月1日以前に発生した初期にお渡しするお断りいたしますが、旅行開始日の前年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期に当たる一部の期間は、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、旅行開始日の前日から起算して開始日の前日(以下7日目)に当たる日以前に旅行のお申込みがあった場合には、旅行開始日より前日にもお渡しします。また、お渡しし当日でもお問い合わせは受け付け、手配内容についてご説明いたします。
(4)確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載することに特定されます。

5. 旅行代金のお支払

旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。

6. 渡航手続

- (1)現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はおお客様の責任で行っていただきます。また、日本国以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。
(2)当社は、旅行業約款「渡航手続代行料金の規定」に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より別途渡航手続の全部又は一部を代行することがあります。
(3)当社は、手続の滞り滞り等により旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

7. 旅行契約の内容の変更

- (1)お客様が契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
(2)当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社が関与し得ない事由が生じた場合において、速やかに安全かつ円滑な実施を図るためを得ないときは、お客様より当該事由の発生が当社との関与と認められない理由及び当該事由と因果関係を示す説明として、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

8. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後に、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しく経済情勢の変化等により通常想定される運賃を大幅に超え(改訂)したときは、その改訂差額旅行代金を変更します。
(2)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が増加したときは、その変更差額旅行代金を減額します。
(3)第7項(1)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が不足しているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋 部 などの諸設備が不足している(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社ははの変更差額旅行代金を変更します。
(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用者数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した旅行契約の成立後に当社が関与し得ない事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したとおり旅行代金を変更します。

9. お客様の交代

- (1)お客様は、この当の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の手続に必要事項をご記入の上手数料(お1人様につき11,000円・税込)と共に当社にご提出いただきます。
(2)旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲渡を受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

10. お客様の解除権(旅行開始前)

- お客様は第2項の旅行契約後いつでも、次に定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、当社が運送・宿泊機関等が定める取消料、連約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に必要な費用(以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」といいます。))の金額を、第2項の(1)の企画書面において証拠書類を添付して示した時は、旅行者が旅行開始前受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、次に定める取消料を適用し、かつ、当社が運送・宿泊機関等に支払った(既に支払い、又はこれから支払われなければならない)運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。なお、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けいたしますので、旅行お申込み時にご営業時間等をお客様ご自身でご確認ください。

別添第1 取消料(第16条第1項関係)

1 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
1 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ 0円〜Aまでに関与する場合は、(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合を除く。)	企画料金の50% (29,400円 税込)
ロ 旅行開始日の前日より起算して7日以内(日帰り旅行にあっては10日)に当たる日以前に解除する場合(ハに比べて関与する金額を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日より起算して7日以内(日帰り旅行にあっては10日)に当たる日以前に解除する場合(ロに比べて関与する金額を除く。)	旅行代金の30%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合(ハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
ニ 買切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定により。
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	

2 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
1 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約(イ、ロ及び3項に掲げる海外旅行契約を除く。)	企画料金の50% (29,400円 税込)
イ 0円〜Aまでに関与する場合は、(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合を除く。)	企画料金の50% (29,400円 税込)
ロ 旅行開始日の前日より起算して7日以内(日帰り旅行にあっては10日)に当たる日以前に解除する場合(ハに比べて関与する金額を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日より起算して7日以内(日帰り旅行にあっては10日)に当たる日以前に解除する場合(ロに比べて関与する金額を除く。)	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合(ハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 企画料金の相当する金額	旅行代金の100%以内
ニ 買切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定により。
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	

- (2)次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
(ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第2項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであると認められるとき。
(イ) 第8項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
(ロ) 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
(エ) 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までにご確定書面(最終日程表)を交付しないとき。
(オ) 当社が滞り滞り等により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

- (3)当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
(4)旅行契約の成立後、お客様の都合により旅行代金を変更した場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

1.1. お客様の解除権(旅行開始後)

- (1)旅行開始後において、お客様ご都合により旅行契約を解除又は一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
(2)お客様の責に帰せらるる事由により、旅行開始前(以下「旅行開始前」)の提供を受けられなかったときは、お客様は不可能になった旅行サービスに係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他のもので支払はれなければならない費用を除いた金額を差し引いたものを、お客様に払い戻します。

1.2. 当社の解除権(旅行開始前)

- (1)お客様が第5項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様の旅行に参加する旨がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第10項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
(2)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することとなります。
(ア) お客様が病気、必要な介助者不在その他の事由により、当該旅行に参加されないとお断りされたとき。
(イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れのある当社が認めるとき。
(ロ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を強要したとき。
(エ) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したとき。
(オ) スキーを目的とする旅行において、お客様の降着の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき。又はそのおそれ極めて大きいとき。
(カ) 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
(3)当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から、違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

1.3. 当社の解除権(旅行開始後)

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
(ア) お客様が病気、必要な介助者不在その他の事由により旅行の継続に参加されないとお断りされたとき。
(イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れのある当社が認めるとき。
(ロ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反、これらの方と同行するお客様の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
(ヲ) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したとき。
(エ) 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき。
(2)解除の結果及び払戻し
(ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行代金は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来にわたってのみ消滅します。
(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用のうち、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払はれなければならない取消料、違約料その他の各名目による費用を差し引いて払い戻します。

1.4. 旅行代金の払戻し

- (1)当社は、第8項、第10項及び第11項(2)、第12項及び第13項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払戻しにおいて、旅行開始の日から起算して7日以内、返額は旅行開始後の解除による払戻しにあっては旅行開始日に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
(2)(1)の規定は第18項又は第22項で規定することとなり、お客様は当社が損害賠償請求権を使用するものと扱われるものではありません。

1.5. 契約解除後の帰路手配

- 当社は、第13項(1)(ア)又は(イ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解放地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担となります。

1.6. 旅程管理と添乗員等

- (1)当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社が安全かつ異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。
(ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、お客様が旅行に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるため(必要な措置を講ずること。
(イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずとなるよう努めると、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めると、契約内容の変更を最小限度とするよう努力します。
(2)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これらが当社の責に帰せらるる事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社に指定する方法でお支払いいただきます。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

第一章 補償金等の支払い (当社の支払責任)

第一条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故 (以下「事故」といいます。) によって身体に傷害を受けたときに、本章から第四項までの規程により、旅行者又はその法定相続人(死亡補償金、後遺障害が補償金、入院見舞金及び入院見舞金 (以下「補償金等」といいます。)) を支払います。

2 前項の傷害には、身体外部から有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したことに急激に生ずる中毒症状 (継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)) を含みます。ただし、細菌性食物中毒 毒は含まれません。

(用語の定義)

第二章 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業契約受注型企画旅行契約の部第二条第一項に定めるものをいいます。

この規程において「企画旅行参加」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した航空券等により提供される当該企画旅行日程に定められた乗機(宿泊機関のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の送達(宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間)を含みます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合には、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の時から復帰の予定の日時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ておらずに離脱したときは、離脱した時から企画旅行参加中とし、また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る送達(宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時(旅行の標準準時時より)) が定められている場合において、その旨及び当日に生じた事故によって旅行者が被災している規程による補償金及び見舞金を支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはしません。

3 前項のサービスの提供を受けることを開始した時とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合、その受付完了時
二 前号の受付が行われていない場合において、最初の送達(宿泊機関等)が
1 船舶機であるときは、搭乗手続が完了時
2 船舶機であるときは、乗船手続の完了時
3 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
4 二車面であるときは、乗車時
5 宿泊機関であるときは、当該施設の入場時
6 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします

4 第二項のサービスの提供を受けることを完了した時とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合、その告げた時
二 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の送達(宿泊機関等)が
1 船舶機であるときは、乗客のみが入場できる飛行機内からこの退場時
2 船舶機であるときは、下船時
3 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
4 二車面であるときは、降車時
5 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
6 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします

第二章 補償金を支払わない場合 (補償金を支払わない場合の一)

第三条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

- 一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被災については、この限りではありません。
二 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部を受取るに於いては、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
六 旅行者の脳疾患、疾病又は心臓炎。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
七 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当該施設の補償を治療する場合には、この限りではありません。
八 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
九 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事又は暴動 (この規程において、暴動又は多数の者の集団上向した事又は、全国又は一部の地区において若くは平穏が乱れ、治安維持上重大な事態を招き得る状態をいいます。)) によるもの。若しくは核燃料物質(使用済み燃料を含みます。以下同様とします。))、若しくは核燃料物質によって汚染された物質 (原子核分裂生成物を含みます。)) の放射線、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特長による事故
十一 前二号の事由に隣接して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
十二 第十号の放射線照射又は放射能汚染
2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部後群候群 (いわゆる「むちう症」) 又は腰痛(他覚症状のないもの)に対して、補償金等を支払いません。

(補償金を支払わない場合の二)

第四条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

- 一 地震、噴火又は津波
二 前号の事由に隣接して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合の三)

第五条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合を除き、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中、同様の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

- 一 旅行者が別表第一に定める運転を行っている間に生じた傷害
二 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行(いずれも練習を含みます。)) 又は試運転(性能試験を目的とする運転(練習を含みます。)) をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を走行する道路上でこれらを行っていたる間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないと補償金を支払いません。
三 航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機(定期便である不定期便であっても)を用いず。以外)の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

第三章 補償金等の種類及び支払額 (死亡補償金の支払い)

第六条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から八十日以内に死亡した場合は、旅行者一名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては二千万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては千五百万円 (以下「補償金額」といいます。)) を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害が補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

(後遺障害が補償金の支払い)

第七条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から八十日以内に後遺障がい (身体に残された将来において回復できない機能の重大な障がい又は身体の一部分の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のもの障がい)を以下同様とします。)) が生じた場合は、旅行者一名につき、補償金額に別表第二の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害が補償金として旅行者に支払います。
2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から八十日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から八十日目における医師の診断に基づき後遺障がいの程度を認定して、後遺障が補償金を支払います。
3 別表第二の各号に掲げない後遺障がいに於いては、旅行者の職業、年齢、その職的地位等と関係なく、身体の障がいの程度に応じて、かつ、別表第二の各号の区分に基づき後遺障がいの補償金の支払額を決定します。ただし、別表第二の一(三)、一(四)、二(三)、二(四)及び五(二)に掲げる機能障がいに至らない障がいに於いては、後遺障が補償金を支払いません。
4 同一事故に対して二種以上の後遺障がが生じた場合には、当社は、その各号に對し前三項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第二の七、八及び九に規定する上肢 (脚及び手) 又は下肢 (脚及び足) の後遺障がに対しては、一肢ごとの後遺障が補償金は、補償金額の六割をもって限度とします。
5 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障が補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第八条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することが平常の生活が支えられなくなり、かつ、入院 (医師による治療が必要となる場合において、自宅療養の治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療を専念することをいいます。以下「入院」といいます。)) した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)) に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。
一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
1 入院日数百八十日以上以上の傷害を被ったとき 四十万円
2 入院日数九十日以上以上百八十日未満の傷害を被ったとき 二十万円
3 入院日数七日以上以上九十日未満の傷害を被ったとき 十万円
4 入院日数七日未満の傷害を被ったとき 四万円
二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
1 入院日数百八十日以上以上の傷害を被ったとき 二十万円
2 入院日数九十日以上以上百八十日未満の傷害を被ったとき 十万円
3 入院日数七日以上以上九十日未満の傷害を被ったとき 五万円
4 入院日数七日未満の傷害を被ったとき 二万円

2 旅行者が入院しない場合においても、別表第二の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態に関する期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
3 当社は、旅行者一名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障が補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(通院見舞金の支払い)

第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事する又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院 (医師による治療が必要となる場合において、病院又は診療所において、医師の治療を受けること(住居を含みます。)) をいいます。以下)の条に於いて同様とします。)) した場合は、その日数(以下「通院日数」といいます。)) が三日以上となるときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
1 通院日数九十日以上以上の傷害を被ったとき 十万円
2 通院日数七日以上以上九十日未満の傷害を被ったとき 五万円
3 通院日数三日以上以上七日未満の傷害を被ったとき 二万円
二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
1 通院日数九十日以上以上の傷害を被ったとき 五万円
2 通院日数七日以上以上九十日未満の傷害を被ったとき 二万円
3 通院日数三日以上以上七日未満の傷害を被ったとき 一万円

2 旅行者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するため医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することは平常の生活に支障が生じ、かつ、当該旅行者が当該事故の日から九十日を経過した後に通院しない場合は、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
3 当社は、平常の業務に従事することが平常の生活に支障が一定程度に傷害が治ったとき以後の通院日数は、当該見舞金を支払いません。
4 当社は、いかなる場合においても、事故の日から九十日を経過した後に通院に対しては、旅行者一名を支払いません。
5 当社は、旅行者一名について通院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障が補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別)

第十条 当社は、旅行者一名について入院日数及び通院日数がそれぞれ一日以上となつた場合は、前二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のいずれか又はその大きいもの (同額の場合には、第一号に掲げるもの)のみを支払います。
一 当該入院日数に對し当社が支払うべき入院見舞金
二 当該通院日数 (当社が入院見舞金を支払うべき期間中のも)を除きます。)) 当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなした上で、当該日数に對し当社が支払うべき通院見舞金

(死亡の推定)

第十一条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となつて、又は遭難したか三十日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となつた日又は遭難した日、旅行者が死亡したと推定し、死亡したものと推定します。
二 当社の身体障がいは疾病の影響)
第十二条 旅行者が第一条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障がい若しくは疾病の影響により、又は第一条の傷害を被った後その原因となつた事故と関係なく発生した傷害又はその疾病の影響により第一条の傷害が重大なときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第四章 事故の発生及び補償金等の請求の手続 (傷害程度等に関する説明書の請求)

第十三条 旅行者が第一条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体診察若しくは死体の検案を求めるとすることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの請求に協力しなければなりません。
2 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の関知しない事由により第一条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から三十日以内に報告しなければなりません。
3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の認めるところである前二項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告につき適切な事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(補償金等の請求)

第十四条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
一 死亡補償金請求の場合

- 1 旅行者の戸籍謄本並びに法定相続人の戸籍謄本及び印鑑証明書
2 公の機関 (やむを得ない場合は、第三者) の事故証明書
3 八 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
二 後遺障がい補償金請求の場合
1 旅行者の印鑑証明書
2 公の機関 (やむを得ない場合は、第三者) の事故証明書
3 八 後遺障がいの程度を証明する医師の診断書
三 入院見舞金請求の場合
1 公の機関 (やむを得ない場合は、第三者) の事故証明書
2 公の程度を証明する医師の診断書
四 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
五 入院見舞金請求の場合
1 公の機関 (やむを得ない場合は、第三者) の事故証明書
2 公の程度を証明する医師の診断書
3 八 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

2 当社は、八日以上の書類の提出を求めるときは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第一項の規定に違反したとき又は提出書類に支障が生じたときは、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(代位)

第十五条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被災した傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第五章 携帯品損害補償 (当社の支払責任)

第十六条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品 (以下「携帯品」といいます。)) に損害を被ったときは、本章の規定により、携帯品損害補償金 (以下「携帯品損害補償金」といいます。)) を支払います。

(携帯品損害補償金を支払わない場合)

第十七条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、携帯品損害補償金を支払いません。
一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
二 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に携帯品損害補償金を受けさせる目的でなかつた場合は、この限りではありません。
三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。

六 差押え、徵発、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消滅又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
七 補償対象品の取壊。ただし、旅行者がこれに代わって補償対象品を管理する者が十分な注意を払っていても発生し得ない取壊を除きます。
八 補償対象品の自然の消耗、さび、及び、変色、ぬすみ食い、虫食い等。
九 単なる外観の損傷であつて補償対象品の機能に支障を及ぼさない損害
十 補償対象品であるものの流出、漏れ、及び、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
十一 補償対象品の取壊され又は紛失
十二 第三項第一号第九号から第十二号に掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しても、携帯品損害補償金を支払いません。
一 地震、噴火又は津波
二 前号の事由に隣接して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償対象品及びその範囲)

第十八条 補償対象品は、旅行者が企画旅行に参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
一 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
二 フレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
三 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの (磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク、光ディスク等情報機器 (コピーデータ及びその複製データの周辺機器) で直接処理する記録媒体に記録されたものを除きます。))
四 船舶 (ヨット、モーターボート及びボートを含みます。)) 及び自動車、原動機付自転車並びに用具、探検用具その他これらに類するもの
五 山岳登山用品、探検用具その他これらに類するもの
六 楽器、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
七 動物及び植物
八 その他当社があらかじめ指定するもの

(携帯品及び携帯品損害補償金の支払額)

第十九条 当社が携帯品損害補償金を支払うべき損害額 (以下「携帯品損害」といいます。)) は、その損害が発生した地及び携行中の補償対象品の種類又は補償対象品を損害発生直前の状態に復すために必要な修繕費及び次条第三項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めるとします。
2 補償対象品の一個又は一つについて携帯品損害が十万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額の十万円とみなして前項の規定を適用します。
3 当社が支払うべき携帯品損害額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき十五万円を超えて限度とします。ただし、携帯品損害額が旅行者一名について一回の事故につき三万円を超えない場合は、当社は、携帯品損害を支払いません。

(損害の防止)

第二十条 旅行者は、補償対象品について第十六条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。
一 損害の防止に努めること
二 損害の程度、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品に對しては、その損害の発生を、遅滞なく当社に通知すること
三 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使に必要の手続をとること
2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第一号に違反したときは、防止軽減することができると認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第二号に違反したときは、携帯品損害を支払わず、また、同項第三号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けることができた認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
3 当社は、次に掲げる費用を支払います。
一 第一項第一号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうち当社が必要又は有益であったと認められたもの
二 第一項第三号に規定する手続のために必要な費用

（損害補償金の請求）

- 第二十一条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- 一 警察署又はこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - 二 補償対象品の損害の程度を証明する書類
 - 三 その他当社の請求する書類
- 2 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき（第三者をしてなされたときも、同様とします。）は、当社は、損害補償金を支払いません。

（保険契約がある場合）

第二十二条 第十六条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

（代位）

第二十三条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

【当社：留学手配会社】株式会社ラストリゾート

〒140-0002 東京都品川区東品川2-3-12

シーフォートスクエアセンタービルディング10階

TEL：03-5715-7740 FAX：03-6863-7819

観光庁長官登録旅行業第2133号

日本旅行業協会（JATA）正会員

●別表第一（第五条第一号関係）

山岳登山（ベツカル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）リ
ュージュ ボスルー スカイダイビング ハンググライダー 搭乗 超軽量動力機
（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗 ジャイロブ
レーン搭乗その他これらに類する危険な運動

●別表第二（第七条第一項、第三項及び第四項関係）

一 眼の障がい	
（一） 両眼が失明したとき。	100%
（二） 一眼が失明したとき。	60%
（三） 一眼の矯正視力が〇・六以下となったとき。	5%
（四） 一眼の視野狭窄（正常視野の角度の合計の六〇％以下となった場合をいう。）となったとき。	5%
二 耳の障がい	
（一） 両耳の聴力を全く失ったとき。	80%
（二） 一耳の聴力を全く失ったとき。	30%
（三） 一耳の聴力が五〇センチメートル以上では通常の話し声を解せないとき。	5%
三 鼻の障がい	
鼻の機能に著しい障がいを残すとき。	20%
四 そしゃく、言語の障がい	
（一） そしゃく又は言語の機能を全く失ったとき。	100%
（二） そしゃく又は言語の機能に著しい障がいを残すとき。	35%
（三） そしゃく又は言語の機能に障がいを残すとき。	15%
（四） 歯に五本以上の欠損を生じたとき。	5%
五 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状	
（一） 外貌に著しい醜状を残すとき。	15%
（二） 外貌に醜状（顔面においては直径二センチメートルの癩痕、長さ三センチメートルの線状痕程度をいう。）を残すとき。	3%
六 脊柱の障がい	
（一） 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを残すとき。	40%
（二） 脊柱に運動障がいを残すとき。	30%
（三） 脊柱に奇形を残すとき。	15%
七 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障がい	
（一） 一腕又は一脚を失ったとき。	60%
（二） 一腕又は一脚の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く失ったとき。	50%
（三） 一腕又は一脚の三大関節中の一関節の機能を全く失ったとき。	35%
（四） 一腕又は一脚の機能に障がいを残すとき。	5%
八 手指の障がい	
（一） 一手の母指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき。	20%
（二） 一手の母指の機能に著しい障がいを残すとき。	15%
（三） 母指以外の一指を第二指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。	8%
（四） 母指以外の一指の機能に著しい障がいを残すとき。	5%
九 足指の障がい	
（一） 一足の第一足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき。	10%
（二） 一足の第一足指の機能に著しい障がいを残すとき。	8%
（三） 第一足指以外の一足指を第二趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。	5%
（四） 第一足指以外の一足指の機能に著しい障がいを残すとき。	3%
十 その他身体の著しい障がいにより終身自用を弁ずることができないとき。	100%

（注）第七号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

●別表第三（第八条第二項関係）

- 一 両眼の矯正視力が〇・〇六以下になっていること。
- 二 そしゃく又は言語の機能を失っていること。
- 三 両耳の聴力を失っていること。
- 四 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- 五 一下肢の機能を失っていること。
- 六 胸腹部臓器の障がいのため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- 七 神経系統又は精神の障がいのため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- 八 その他上記部位の合併障がいなどのため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

（注）第四号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。